

随意契約理由書

別紙2

件名	床材の購入	
契約の相手方	クリヤマ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本市において、令和2年8月にオーストラリアパラリンピックチームが東京2020パラリンピックの事前合宿を実施する。合宿を実施する競技のうち、ゴールボールについて、パラリンピック本番では、ジェルフロア社製のタラフレックスという床材が設置された会場で試合が行われる。オーストラリアパラリンピックチームからは、事前合宿を実施するにあたり、大会本番と同様の練習環境を求められていることから、練習会場にタラフレックスを設置することが必要不可欠である。ジェルフロア社はフランスに本社を置く会社であり、ジェルフロア社が製造する床材タラフレックスの日本における販売については、クリヤマ株式会社のみが権利を有している。以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	市民参画推進局スポーツ振興部国際スポーツ室 6474)	(電話番号 322-6995 内線